

75歳以上のみなさんへ

後期高齢者医療制度

平成20年4月スタート!

平成20年3月中に後期高齢者医療の被保険者証が送付されます!

平成20年4月1日から、75歳以上の方（広域連合の認定を受けた一定の障害を有する65歳以上の方も含まれます。）を対象とする「後期高齢者医療制度」が始まることに伴い、新たに後期高齢者医療の被保険者証が一人ひとりに送付されます。



◎お届けする時期

平成20年4月1日の時点で75歳（一定の障害を有する方については65歳）になっている方



- ・平成20年3月中に1人1枚の後期高齢者医療の被保険者証が郵送されます。
- ・現在、限度額適用・標準負担額減額認定証や特定疾病療養受療証をお持ちの方へは、一緒に同封して郵送されます。

平成20年4月2日以降に75歳の誕生日をおかえる方



- ・75歳の誕生日のおよそ1ヶ月前に市町村から送付されるお知らせの各種手続きがお済みになったあと、後期高齢者医療の被保険者証をお渡しします。

※現在、老人保健法医療受給者証をお持ちの65歳以上75歳未満の方へ

- ・老人保健制度から、引き続き、後期高齢者医療制度の対象者となります。
- ・市へ、障害認定の申請を撤回する申し出を行った場合には、後期高齢者医療制度へは加入せず、現在加入している国民健康保険または被用者保険のままとなります。この撤回は、後期高齢者医療制度に加入した後も、いつでもすることができます。

今後、一定の障害を有し65歳に達した方および新たに一定の障害の認定を受けた65歳以上75歳未満の方については、申請し認定を受けると、後期高齢者医療制度へ加入することができます。

◎被保険者証の有効期限

- ・被保険者証の有効期限は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間。
- ・自己負担割合（1割または3割）については、毎年、前年の所得に応じて判定。

※今回交付する被保険者証の取扱い

- ・有効期限は、平成20年4月1日から平成21年7月31日までの1年4ヶ月間となります。
- ・平成20年4月1日から平成20年7月31日までの自己負担割合（1割または3割）は、現在の老人保健制度のものが引き継がれます。
- ・平成20年8月1日からの自己負担割合（1割または3割）が前年の所得によって変更になる方については、平成20年7月中に被保険者証の変更等のお知らせがあります。

◎お医者さんにかかるとき

平成20年4月1日からは、医療機関の窓口の後期高齢者医療の被保険者証を提示してください。

- 茨城県後期高齢者医療広域連合 〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地ミオス1階
- ☎ 029-309-1212 (制度に関すること) ☎ 029-309-1213 (被保険者証に関すること)
- ☎ 029-309-1126 ホームページ <http://www.kouiki-ibaraki.jp/>

問合せ 市民課医療グループ(玉造庁舎) ☎ 0299-55-0111 ☎ 0299-55-0110

祝日等のごみ収集について

3月2日(木・春分の日)麻生地区の燃えるごみの収集を実施します。

集積所へは、朝8時までに出してください。

燃えるごみ以外は収集しませんので、集積所へは出さないでください。

環境美化センターは休業日ですので、一般ごみの受け入れは行いません。

問合せ 環境美化センター ☎ 0299-72-1853



平成20年4月から浄化槽補助金が増額となります

茨城県では、平成19年10月1日から「霞ヶ浦水質保全条例」を施行し、霞ヶ浦流域での汚濁負荷の削減を図るため、下水道処理区域以外での高度処理型浄化槽の設置を義務付けました。

また、平成20年4月1日からは、「森林湖沼環境税」を導入し、高度処理型浄化槽(窒素及びリン除去型)の普及促進を図るため、その税収の約1/4を生活排水対策として、当該浄化槽の設置助成費等に充てる予定です。

行方市においても、専用住宅に高度処理型浄化槽(窒素及びリン除去型)を設置される個人に対して、下記のとおり補助金の交付が予定されています。

受付開始 4月1日

対象地域 公共下水道整備区域及び認可区域、農業集落排水整備区域及び認可区域を除く、行方市全域が対象

補助予定基数 10人槽 = 1基、7人槽 = 7基、5人槽 = 7基(計15基)

補助予定金額

人槽	金額
5人槽	876,000円
7人槽	1,219,000円
10人槽	1,719,000円

問合せ 環境課(北浦庁舎)

☎ 0291-35-2111(内線 229)

注: 4月1日からの申し込み・問合せは、下水道課(玉造庁舎)です。

平成20年度TT非常勤講師を募集しています

勤務内容 ティーム・ティーチング(複数の教員による学習指導)による教科指導他

勤務地 市内各小・中学校

雇用期間 平成20年4月から平成21年3月まで

労働時間 週30時間以内(1時間勤務1,740円程度支給、交通費支給)

募集人数 小学校13名程度、中学校1名程度(英、数優先)

募集期間 平成20年3月14日(金)まで

募集資格 (1) 教育職員免許法に基づく教員の免許状を有する者(臨時免許状は除く)

(2) 教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者

(3) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない者

提出書類 (1) 行方市TT非常勤講師志願書(様式第1号)

(2) 教員免許状の写し

(3) 身体検査書(様式第2号) 3カ月以内に証明されたもの

(4) 誓書(様式第3号)

選考方法 提出書類および面接試験で決定

提出先 〒311-1792 茨城県行方市山田2564-10 行方市教育委員会 学校教育課(郵送不可)

提出書類については行方市教育委員会 学校教育課

または行方市ホームページ(<http://www.city.namegata.ibaraki.jp/>)にあります。

問合せ 行方市教育委員会 学校教育課 教育総務グループ ☎ 0291-35-2111(内線 204)



悪質商法

にだまされるな!

高齢者が狙われています!!

高齢者が悪質販売業者に狙われ、契約トラブルに巻き込まれるケースが増えています。特に多いのが、業者に「タダで日用品をあげる」と言葉巧みに近所の民家や販売会場に連れて行かれ高額な布団や健康器具等を契約させられる催眠商法というものです。また火災警報器や電話機の訪問販売、歴史や人物の本などの電話勧誘、白アリ点検・ふとんなどの点検商法などによるトラブルがあります。

若者が狙われています!!

若者は社会経験が少ないため、若者を狙った悪質商法による被害が後をたちません。「会って話がしたい」などと呼び出し、高額なアクセサリーなどの契約をさせるアポイントメントセールス、「資格を取れば就職に有利」と何度もしつこい電話勧誘販売、「簡単にもうかるいい話がある」と友人や知人を販売組織に誘い込むマルチ商法、「アンケートに答えて」と街で声をかけ高額な美顔器や化粧品などの契約をさせるキャッチセールスによる被害等、様々な手口で若者は狙われています。

その他のトラブル!!

「架空請求」「オレオレ詐欺」「貸します詐欺」の3種類の総称である「振り込め詐欺」は、依然として被害が続発しています。巧妙化する手口に気をつけてください。そのほか、通信販売のトラブル、特定継続的役務提供（エステ・語学教室等）のトラブル、内職商法、送りつけ商法、多重債務などのトラブルがあります。

被害にあわないためのアドバイス

無料点検 と言われても、すぐに 玄関をあけない。		工事の契約は 一人でしない、 すぐにはしない。	
業者の説明を うのみにせず、 家族や身近にいる人に 相談をする。		契約してしまっても あきらめないで、 クーリング・オフ の利用を。	

消費生活相談窓口へ

訪問販売など特定の取引方法で商品を購入した場合、後で冷静になって考え直して契約をやめたいと思ったときには、クーリング・オフ制度もありますので、ご相談ください。消費生活センターでは、商品やサービス、多重債務問題など消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど受け付けております。困ったときはご相談ください。

茨城県消費生活センター銚田分室 相談用直通電話 0291-33-4410
消費生活相談 受付時間 月曜日から金曜の午前9時から12時、午後1時から4時30分
ただし、土・日・祝日及び年末年始(12/29~1/3)は休みです。
相談窓口 〒311-1593 銚田市銚田1367-3 銚田合同庁舎2階
来庁による相談を希望するかたは、電話予約をお願いします。
又は、商工観光課 消費生活相談窓口(北浦庁舎) 0291-35-2111